



埼玉県報

第 597 号
令和 7 年(2025 年)
3 月 7 日
金曜日

目 次

規則

- 埼玉県教育職員免許状再授与審査会規則（教職員採用課）

告示

- コミュニケーション基盤導入に係る県庁 LAN 運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示（情報システム戦略課）
- 営業所の所在地が確知できない建設業者の公告（建設管理課）
- さいたま都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- 越谷都市計画道路の変更（都市計画課）
- 東松山都市計画下水道事業嵐山公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 小川都市計画下水道事業小川公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 蓮田都市計画下水道事業白岡公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 幸手都市計画下水道事業宮代公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 越谷都市計画下水道（越谷市決定）の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 所沢都市計画下水道事業所沢公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 寄居都市計画下水道事業寄居公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 一般国道 140 号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 一般国道 299 号の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 監査結果の公表（監査第一課）
- 特定事務監査結果の公表（監査第一課）

規 則

埼玉県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和七年三月七日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第一号

埼玉県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号）第六条の規定に基づき、埼玉県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員五人以内をもって組織する。

(会議)

第三条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 委員は、審査会の議決により議事に直接の利害関係を有すると認められたときは、その議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第四条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第五条 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第六条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席及び欠席した委員の氏名
 - 三 議決事項
 - 四 表決における賛否の数
 - 五 議事の経過
 - 六 その他必要な事項
- 2 議事録には、会長及び出席した委員のうちから会長が指名した一人の委員が署名するものとする。

（庶務）

第七条 審査会の庶務は、埼玉県教育局市町村支援部教職員採用課において処理する。

（委任）

第八条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（埼玉県教育局組織規則の一部改正）

2 埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条に次の一号を加える。

四 埼玉県教育職員免許状再授与審査会に関すること。

告 示

埼玉県告示第百三十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年三月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

コミュニケーション基盤導入に係る県庁LAN運用保守業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務効率化推進担当 埼玉県さいたま市
浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年12月26日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号JPタ
ワー

5 契約金額

116,206,398円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告示

埼玉県告示第百三十七号

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。

令和七年三月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
有限会社原田設備工業	原 田 昌 幸 （許可時…原田 操）	埼玉県さいたま市岩槻区大字徳力 四百八十六番地一
市塚設備	市 塚 弘	埼玉県川口市東本郷二丁目二番三 十八号 ライオンズマンション川口 東本郷台一〇六号
株式会社幸建舎	橋 本 幸 一	埼玉県上尾市上千七百八十番地二一 （許可時…埼玉県桶川市南一丁目三 一十七 一階）

告 示

埼玉県告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・四・百五十一号桜木大成一号線

三 事業施行期間

令和七年三月七日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目及び大成町一丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・四・百五十二号桜木大成二号線

三 事業施行期間

令和七年三月七日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市大宮区桜木町三丁目及び大成町一丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第四百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、越谷都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年三月七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成元年埼玉県告示第千四百八十八号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

嵐山町

二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業嵐山公共下水道

三 事業施行期間

平成元年十一月二十一日から令和十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

汚水

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第四百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成五年埼玉県告示第千六百三十一号で告示した小川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

小川町

二 都市計画事業の種類及び名称

小川都市計画下水道事業小川公共下水道

三 事業施行期間

平成五年十一月三十日から令和十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第千四百六十九号で告示した蓮田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

白岡市

二 都市計画事業の種類及び名称

蓮田都市計画下水道事業白岡公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十年十一月四日から令和十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十年埼玉県告示第千四百六十九号、昭和五十六年埼玉県告示第千九百号、昭和五十九年埼玉県告示第四百八十二号、昭和六十一年埼玉県告示第四百十一号、昭和六十三年埼玉県告示第三百五十二号、平成三年埼玉県告示第五百七十四号、平成七年埼玉県告示第九百九十六号、平成九年埼玉県告示第千百九十五号、平成十一年埼玉県告示第四百十二号、平成十四年埼玉県告示第五百四十五号、平成十五年埼玉県告示第七百三十七号、平成十九年埼玉県告示第四百九十七号、平成二十年埼玉県告示第六百一十三号、平成二十三年埼玉県告示第七十六号、平成二十八年埼玉県告示第三百四十一号、平成三十一年埼玉県告示第二百五十五号及び令和三年埼玉県告示第二百三十二号の事業地に白岡市高岩字野中、柴山字稻荷崎、字宮野、字橋戸、字荒田、荒井新田字峠岡、字上荒井ヶ崎、字下荒井ヶ崎、字瀬、下大崎字屋敷前、字屋敷回、字賀美田を加え、白岡市篠津字立野、白岡字東下谷、下大崎字円明、字星川端地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2)

使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県告示第百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十年埼玉県告示第千六百五十一号で告示した幸手都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

宮代町

二 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画下水道事業宮代公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十年十月二十九日から令和十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百十五号

越谷市から越谷都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和七年三月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十七年埼玉県告示第四百五十三号で告示した所沢都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

所沢市

二 都市計画事業の種類及び名称

所沢都市計画下水道事業所沢公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十二年十一月十九日から令和十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

昭和四十七年埼玉県告示第四百五十三号、昭和四十八年埼玉県告示第七百一号、昭和五十年埼玉県告示第五百十五号、昭和五十一年埼玉県告示第九百六十九号、昭和五十三年埼玉県告示第千五百九十二号、昭和五十四年埼玉県告示第六百七十四号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十七号、昭和五十七年埼玉県告示第九百三十四号、昭和六十一年埼玉県告示第千百三十四号、昭和六十二年埼玉県告示第千三百三十四号、平成元年埼玉県告示第六百三十七号、平成三年埼玉県告示第六百四十五号、平成五年埼玉県告示第三百七十一号、平成八年埼玉県告示第九百六十九号、平成十三年埼玉県告示第五百十五号、平成十四年埼玉県告示第千六百十九号、平成十九年埼玉県告示第六百七号、平成二十六年埼玉県告示第千百二十四号、平成二十九年埼玉県告示第千二百二十七号、平成三十年埼玉県告示第百五十一号、平成三十一年埼玉県告示第二百四十四号、令和二年埼玉県告示第二百五十号、令和五年埼玉県告示第三百八十六号及び令和六年埼玉県告示第百七十四号の事業地に大字南永井字南一本木、大字坂之下字天神脇及び字新田、

大字亀ヶ谷字東原、字大光、字宝玉及び字亀寿、糝谷、堀之内、三ヶ島一丁目、三ヶ島二丁目並びに北中四丁目を加え、大字北岩岡字北原、大字下富字駿河台、大字南永井字井頭、大字坂之下字大和田街道、字新田前及び字清中前鶴、大字城字本村、字広ヶ谷戸及び字西ノ上、大字亀ヶ谷字谷里、北野三丁目、北野新町二丁目、若狭二丁目、東狭山ヶ丘五丁目、北中二丁目並びに岩岡町を変更する。

(2) 雨水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし

ロ 合流区域

(1) 汚水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十二年埼玉県告示第二百十三号で告示した寄居都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 施行者の名称

寄居町

二 都市計画事業の種類及び名称

寄居都市計画下水道事業寄居公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十二年二月三日から令和十四年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和六十二年埼玉県告示第二百十三号、平成五年埼玉県告示第四百四十三号、平成六年埼玉県告示第四百九十号、平成九年埼玉県告示第四百九十九号、平成十二年埼玉県告示第七百七十五号、平成十六年埼玉県告示第四百五十号、平成十九年埼玉県告示第六百九号、平成二十五年埼玉県告示第四百二十八号、平成二十八年埼玉県告示第二百九十九号、平成三十一年埼玉県告示第三百三十三号、令和三年埼玉県告示第三百八十六号の事業地に、寄居町大字桜沢字角屋敷及び字山崎を加え、大字末野字寺東及び字女沢、大字藤田字花園、字西牛込及び字東牛込、大字寄居字常木、大字桜沢字宿地、大字富田字南側中町地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年三月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	秩父市荒川日野字川宿八五六番一 地先から同市荒川日野字矢崎八〇 四番一地先まで	区 間
一一・九〇〓一四・十六	七・六七〓一〇・六五	敷地の幅員 (メートル)
	四五五・八九	延 長 (メートル)
	歩道整備工事による。	備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年三月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

路線名	一般国道二百九十九号
供用開始の区間	秩父市阿保町三七八〇番一地从先から同市阿保町三七五一番一地先まで（ただし、関係図書に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	令和七年三月七日
備考	平成二十六年三月二十五日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長二三九・五四メートル

告 示

埼玉県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を実施したので、同条第九項及び第十項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和七年三月七日

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小笠原 薫 子

埼玉県監査委員 立 石 泰 広

埼玉県監査委員 日下部 伸 三

令和 6 年度第 3 回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第 199 条第 9 項及び基準第 15 条第 1 項に基づき報告する。

1 監査等の種類

定期監査（基準第 3 条第 1 項第 1 号）

2 監査の対象

（1）対象事務

令和 5 年度、令和 6 年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

（2）対象機関

地域機関 234 機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

（3）実施期間

令和 6 年 10 月 16 日～令和 6 年 12 月 23 日

3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第 8 条に基づく実施計画を策定するとともに、同第 9 条ないし第 13 条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関しては是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

（1）指摘事項 1 件（1 機関）

番号	部局	機関	概 要
1	環境部	秩父環境管理事務所	令和 6 年度に締結した「霧藻ヶ峰休憩舎およびトイレ改修工事」について、工事価格等の入力誤りから設計額を 100 万円以上過少に積算していたことは不適切であった。

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 8件(5機関)

番号	部局	機関	概要
1	環境部	秩父環境管理事務所	令和5年度に締結した「美の山公園維持管理業務委託」について、契約内容に個人情報保護の取扱いが含まれるにもかかわらず、契約書に個人情報取扱特記事項を綴じこまず、誓約書の写しを受注者に提出させていなかったことは不適切であった。
2	環境部		令和5年度に締結した「美の山公園道路除雪業務委託①」及び「美の山公園道路除雪業務委託②」について、両契約とも1者のみに見積書を依頼しているにもかかわらず、事前に設計金額を通知していたことは不適切であった。
3	環境部	環境整備センター	令和5年度に締結した「彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業に係る環境影響評価事後調査書作成等業務委託」について、契約変更に係る執行伺を作成していなかったことは不適切であった。
4	環境部		令和5年度及び令和6年度に締結した「全窒素・全リン自動測定装置交換部品代」について、契約金額が50万円以上にもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴取していなかったことは不適切であった。
5	環境部		令和5年度に締結した「緑地管理業務委託」について、国又は地方公共団体に該当しない公益財団法人や地方独立行政法人との契約実績により、契約保証金を免除したことは不適切であった。
6	教育委員会	熊谷図書館	令和5年度に締結した「埼玉県立図書館システム運用・保守業務」における一部業務の再委託について、書面による承諾手続が、業務が開始されてから約9か月間行われていなかったことは不適切であった。
7	教育委員会	宮代高等学校	令和6年度に締結した「県立宮代高等学校グラウンド改修工事」について、一般競争入札（事後審査型）方式で発注していたにもかかわらず、入札参加資格の審査に当たり、一部の要件を確認せずに落札者を決定したことは不適切であった。
8	教育委員会	皆野高等学校	令和6年度に締結した「浄化槽維持管理業務委託」における一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかったことは不適切であった。

＜参考：注意事項＞

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、南西部地域振興センター、東部地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター、利根地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、さいたま県税事務所、川口県税事務所、川越県税事務所、飯能県税事務所、東松山県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター春日部支所、消費生活支援センター、消費生活支援センター熊谷
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	西部環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	東部中央福祉事務所、西部福祉事務所、北部福祉事務所、秩父福祉事務所、発達障害総合支援センター、総合リハビリテーションセンター、南児童相談所、熊谷児童相談所、埼玉学園
保健医療部	南部保健所、朝霞保健所、春日部保健所、鴻巣保健所、東松山保健所、狭山保健所、加須保健所、熊谷保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所、高等看護学院
産業労働部	産業技術総合センター北部研究所、中央高等技術専門校、川口高等技術専門校、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校、春日部高等技術専門校
農林部	さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、東松山農林振興センター、秩父農林振興センター、春日部農林振興センター、農業技術研究センター、病虫害防除所、中央家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、秩父高原牧場、茶業研究所、水産研究所、農村整備計画センター
県土整備部	さいたま県土整備事務所、朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、杉戸県土整備事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、熊谷建築安全センター
企業局	地域整備事務所、地域整備事務所北部支所、大久保浄水場、庄和浄水場、行田浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、水質管理センター、水道整備事務所、水道整備事務所鴻巣支所
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育委員会	北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、東部教育事務所、総合教

	育センター、総合教育センター江南支所、熊谷図書館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、加須げんきプラザ、大滝げんきプラザ、上尾高等学校、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、いずみ高等学校、入間向陽高等学校、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和北高等学校、浦和商业高等学校、大宮武蔵野高等学校、小鹿野高等学校、桶川西高等学校、越生高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川口工業高等学校、川口東高等学校、川越高等学校、川越工業高等学校、川越女子高等学校、川越総合高等学校、川越初雁高等学校、熊谷高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷西高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、鴻巣高等学校、鴻巣女子高等学校、児玉高等学校、幸手桜高等学校、狭山経済高等学校、狭山工業高等学校、庄和高等学校、進修館高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、誠和福祉高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、豊岡高等学校、南稜高等学校、鳩ヶ谷高等学校、鳩山高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、飯能高等学校、日高高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、吹上秋桜高等学校、不動岡高等学校、本庄高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、三郷工業技術高等学校、皆野高等学校、宮代高等学校、妻沼高等学校、吉川美南高等学校、寄居城北高等学校、入間わかき高等特別支援学校、岩槻はるかぜ特別支援学校、浦和特別支援学校、春日部特別支援学校、春日部特別支援学校宮代分校、川口特別支援学校、川口特別支援学校鳩ヶ谷分校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、行田特別支援学校、熊谷特別支援学校、狭山特別支援学校、狭山特別支援学校狭山清陵分校、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、秩父特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校新座柳瀬分校、特別支援学校羽生ふじ高等学園、東松山特別支援学校、東松山特別支援学校嵐山学園分校、日高特別支援学校、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、宮代特別支援学校、和光特別支援学校
警察本部	浦和西警察署、大宮西警察署、川口警察署、新座警察署、鴻巣警察署、東入間警察署、狭山警察署、飯能警察署、東松山警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、本庄警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、行田警察署、羽生警察署、加須警察署、岩槻警察署、春日部警察署、幸手警察署、杉戸警察署

告 示

埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第二項の規定に基づき
監査を実施したので、同条第九項及び第十項の規定に基づく監査の結果に関する報
告を次のとおり公表する。

令和七年三月七日

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小笠原 薫 子

埼玉県監査委員 立 石 泰 広

埼玉県監査委員 日下部 伸 三

令和6年度特定事務監査（テーマ監査）結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第2項及び埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び第10項並びに基準第15条第1項及び第2項に基づき報告する。

1 監査等の種類

特定事務監査（基準第3条第1項第2号）

2 特定事務（テーマ）の設定

公の施設の運営状況について

（設定理由）

本県には県民等が利用する公の施設が令和6年4月1日現在、指定管理が70施設、このほかに県が直接運営する施設も数多くあり、その多くは開設から数十年経過し、50年以上経過している施設もあることから、老朽化に対する施設の安全性の確保が大きな課題となっている。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で落ち込んだ利用者の回復や特に令和4年度及び5年度におけるエネルギー価格等の大幅な上昇など、近年の社会情勢の大きな変化に伴う施設運営への影響が生じているほか、ジェンダー視点による施設運営も新たに求められている。

そこで、本監査においては、これまでの定期監査や財政的援助団体等監査とも連動させながら、公の施設の運営状況をテーマとする。

3 監査の着眼点

監査対象機関の事務の執行等についての監査は、本テーマに係る以下の項目について、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点に着眼して実施する。

ア 利用者の回復や満足度向上に向けた取組や工夫はどのように行っているか

イ 外部要因によるコスト増に対する対応状況はどうか

ウ 県民目線による施設の利用性や中長期的な施設の管理・運営はどうか

4 監査の実施

（1）対象施設

本テーマに関し、以下の4点から選定する。

- ① コロナ禍後の施設利用者数が大きく減少している施設
- ② 今般のエネルギー価格の大幅な上昇に対する県と指定管理者の対応状況
- ③ ジェンダー視点による施設利用の状況
- ④ 老朽化に対する施設利用と中長期的な改修計画の状況

(2) 書面調査

本県の施設のうち不特定の県民等が利用する施設を中心に 50 施設を抽出し、4 (1) 対象施設で掲げる 4 点について、書面による調査を実施した。

(調査実施期間：令和 6 年 10 月 10 日～令和 6 年 10 月 28 日)

分類	調査対象施設数	うち県直営施設	うち指定管理施設数
博物館・美術館・水族館・動物園	9	6	3
大学・図書館等	3	2	1
体験・ふれあい施設	13	5	8
公園・スポーツ・プール	12	—	12
県民活動施設	5	3	2
仕事・創業	5	5	—
その他	3	—	3
計	50	21	29

(3) 対象課

4 (2) 書面調査の結果を踏まえ、監査対象とする施設を所管する以下の本庁 3 機関を対象とする。

所管部局	監 査 対 象 機 関
都市整備部	公園スタジアム課
教育委員会	文化財・博物館課、生涯学習推進課

(4) 監査の実施

基準第 9 条ないし第 13 条の規定を踏まえ、次のとおり監査を実施した。

区分	実施時期	実施方法
職員予備監査	令和 6 年 12 月 18 日～令和 7 年 1 月 23 日	書面
委員監査	令和 7 年 1 月 24 日	書面

(5) 実施期間（全体）

令和 6 年 8 月 26 日～令和 7 年 2 月 5 日

(6) 現地視察

監査の実施にあたり、以下の施設を対象に監査委員による現地視察を実施した。

視察先	指定管理 / 直営	実施日
こども動物自然公園（東松山市）	指定管理	令和 7 年 1 月 22 日
しらこぼと公園（越谷市・さいたま市岩槻区）	指定管理	令和 7 年 1 月 20 日
歴史と民俗の博物館（さいたま市大宮区）	直営	令和 7 年 1 月 23 日
小川げんきプラザ（小川町）	指定管理	令和 7 年 1 月 17 日

5 監査結果

今回報告分の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項及び監査結果の報告に添える意見は、次のとおりである。

(1) 指摘事項 なし

＜参考：指摘事項＞

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 なし

＜参考：注意事項＞

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

(3) 監査結果の報告に添える意見 3件

本監査の着眼点とした、ア 利用者の回復や満足度向上に向けた取組や工夫はどのように行っているか、イ 外部要因によるコスト増に対する対応状況はどうか、ウ 県民目線による施設の利用性や中長期的な施設の管理・運営はどうか、を踏まえ、公の施設全般に係る意見3件を以下のとおり添える。

【意見①】さらなる利用促進につながる取組の推進

「公の施設」は地方自治法第244条第1項において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と規定されている。多くの県民等の方に利用いただく中、令和2年2月に埼玉県内で初めて新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されて以降、令和5年5月8日に感染法上の位置づけが2類相当から5類に変更されるまでの間は、施設に足を運んでいただくことが難しい状況であった。

本監査の書面調査の結果、各施設において施設利用者の回復に向けて取り組んでいることを確認したが、コロナ禍前となる平成30年度と5類移行後の令和5年度を対象に利用者数を比較したところ、調査対象の約3分の1にあたる11施設で7割未満であった。

こうした状況を踏まえ、コロナ禍前における「施設に来てもらう取組」だけでなく、デジタル技術を活用したオンラインによる発信の拡充や出前講座の実施など「施設の外に出ていく、発信する取組」の実施に積極的に取り組むなど、施設の集客に向けた認知度の向上と利用促進に様々な手法を用いて取り組んでいただきたい。

また、平成30年度と令和5年度の利用者数比較で7割未満の11施設のうち7施設の運営方法は「直営」による施設で、調査対象全体でみても「指定管理」に比べ、「直営」による施設の方が平均して利用者数割合が1割低い結果であった。

そのため、直営施設への指定管理の導入などによる民間の知恵やノウハウを活用した利用促進の取組についても検討していただきたい。

【意見②】 利用者目線に立った施設運営

公の施設は、高齢者や障害者、児童・青少年など様々な方が利用されるが、誰でも、安全かつ快適に利用いただける施設の運営が必要である。また、ジェンダーなど新たな視点にも十分配慮するなど、時代の変化にも対応した施設の運営が求められる。

まず、本監査における現地視察において開設から 50 年程度経過している 4 つの施設について、老朽化と施設・設備等の安全確保の状況を確認したところ、各施設とも設備の点検やその結果に基づく必要な修繕等にもしっかりと対応するなど、利用者の安全が確保されていた。

一方で、高齢者や小さいお子さんとベビーカーで利用される方、障害のある方などへの配慮として施設のバリアフリー化が十分ではない箇所があることも確認された。予算の制約はあると思われるが、可能な限りバリアフリー化を進めていただきたい。

また、本監査における書面調査において「ジェンダー視点の施設利用向上の取組の有無」を確認した結果、56%、27 施設でユニセックストイレや男性トイレへの子育て支援設備の設置などの取組を実施していたが、一方で残り 44%、23 施設は無回答であり、特段の対応はしていないことが推察された。今後、ジェンダー視点からのきめ細かな配慮に基づいた様々な取組がさらに多くの施設に広がることを期待したい。

【意見③】 将来を見据えた効率的で持続可能な施設運営

近年、エネルギー価格や人件費の高騰により、施設の運営・維持管理に要するコストは増加している。本監査の書面調査の結果、施設運営に要する経費の内訳が把握可能な 26 施設について平成 30 年度と令和 5 年度で運営・維持管理コストを比較したところ、光熱水費・燃料費が約 6 %、人件費が約 7 %、それぞれ増加していた。

また、本県の多くの公の施設では老朽化が進んでおり、本監査における書面調査対象施設のうち 50 年超を経過している 10 施設では今後 30 年以内に順次、「庁舎・公の施設のマネジメント方針(平成 28 年 3 月策定・令和 3 年 9 月一部改訂)」で想定する使用期間の上限に到達する。その後も施設を存続させるには更新・建替えを要することとなるが、それには多額の予算が必要となる。さらに使用期間内においても、定期点検等の結果、施設の老朽化が著しいと確認された場合は迅速に対応する必要があることから、その修繕、更新に予算を要する。

こうしたことから、公の施設の運営にあたっては、近年の物価高騰による運営・維持管理コストの増加及び更新等に要する将来的な財政負担を十分考慮し、より一層の運営・維持管理コストの削減と収入確保を図ることで持続可能な施設運営に努めることが必要と考える。

具体的には、まず、運営・維持管理コストの削減については、LED 照明への変更など省エネに資する設備更新などに引き続き取り組み、効率的な施設運営に努めるとともに、直営施設においては指定管理の導入や業務委託の拡大など、より一層、民間の創意工夫を生かす施設運営の在り方について検討を進めていただきたい。

また、施設運営に要する経費の一部は当該施設の設置条例に基づき、利用される方からの利用料金を財源に充てている施設も多い。施設を経営するという観点から、社会情勢の変化への対応や類似施設等との比較も行いながら適正な利用料金であるか定期的な検証を行い、必要に応じて利用料金を見直すことも検討対象としていただきたい。

加えて、施設の老朽化に対しては、利用者の安全確保を第一として、計画的・重点的な予算措置

を講じ、施設・設備の修繕を着実に実施するとともに、10 年先、20 年先を見据え計画的な施設改修に取り組むなど、将来を見据えた持続可能な施設運営に努めていただきたい。

＜参考：監査結果の報告に添える意見＞

次に該当する場合など、県の組織及び運営の合理化に資するため必要と認められる場合、監査結果の報告に添えて意見を提出する。

ア 具体的な事務事業の執行等にかかわらず、広く県民サービスの向上を図るための検討が必要と認められるもの

イ 現行の制度が実情に即しない場合に、改正又は廃止が必要と認められるもの

ウ その他監査委員が必要と認めるもの